

第 7 3 1 号
平成27年6月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告 示	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	147	2
・ 区域指定申出と区域指定申出地内における容積率等の指定見直について	148	2
・ 放置自転車等の保管について	149	2
・ 放置自転車等の保管について	150	3
・ 平成27年第1回天理市議会臨時会の招集について	151	3
・ 平成27年度地籍調査の実施について	152	3
・ 放置自転車等の保管について	153	4
・ 放置自転車等の保管について	154	4
・ 放置自転車等の保管について	155	4
・ 指定代理納付者の指定について	156	5
・ 放置自転車等の保管について	157	5
・ 放置自転車等の保管について	158	5
・ 放置自転車等の保管について	159	6
・ 公示送達について	160	6
・ 放置自転車等の保管について	161	6
・ 公示送達について	162	7
・ 平成26年度天理市一般会計補正予算(第6号)について	163	7
・ 平成27年度天理市一般会計補正予算(第1号)の要領について	164	10
・ 平成27年度天理市一般会計補正予算(第2号)の要領について	165	12
・ 放置自転車等の保管について	166	14
・ 放置自転車等の保管について	167	14
・ 放置自転車等の保管について	168	14
・ 放置自転車等の保管について	169	15
・ 放置自転車等の保管について	170	15
・ 公示送達について	171	15
・ 放置自転車等の保管について	172	16
・ 放置自転車等の保管について	173	16
・ 放置自転車等の保管について	174	16
・ 放置自転車等の保管について	175	17
・ 放置自転車等の保管について	176	17
・ 放置自転車等の保管について	177	18

・ 放置自転車等の保管について	178	18
・ 放置自転車等の保管について	179	18
・ 放置自転車等の保管について	180	19
・ 放置自転車等の保管について	181	19
・ 放置自転車等の保管について	182	19
・ 放置自転車等の保管について	183	20
・ 平成27年第2回天理市議会定例会の招集について	184	20
・ 放置自転車等の保管について	185	20

公 告	番号	頁数
・ 農用地利用集積計画について	19	21
・ 一般競争入札について	20	21
・ 指定障害児相談支援事業所の指定について	21	25

教育委員会	番号	頁数
・ 定例教育委員会の招集について	9	25

農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	6	25

選挙管理委員会	番号	頁数
・ 選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	41	25

公営企業	番号	頁数
・ 天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	14	26
・ 一般競争入札について	15	26
・ 天理市指定給水装置工事事業者の指定について	4	30
・ 平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	16	30
・ 平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	18	30
・ 天理市指定給水装置工事事業者の指定について	5	30
・ 天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	19	30
・ 一般競争入札について	17	31

・天理市指定給水装置工事事業者の指
定について

6 35

告 示

(平成27年5月7日掲示済)

天理市告示第147号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年5月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月7日から平成27年7月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年5月8日掲示済)

天理市告示第148号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成16年12月奈良県条例第19号）による区域指定申出と区域指定申出地内における容積率等の指定見直しについて、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月8日

天理市長 並 河 健

1. 区域指定申出に係る土地の区域
遠田町及び檜垣町の各一部
2. 縦覧場所
天理市役所 建設部 まちづくり計画課
3. 縦覧期間
平成27年5月8日から平成27年5月22日まで
4. 意見書の提出要領
案について意見書を提出しようとする者（市民、その他利害関係者に限る。）は、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業及び連絡先を併記した文書1通を天理市長宛とした上で、平成27年5月22日必着にて、天理市建設部まちづくり計画課に提出すること。

(平成27年5月8日掲示済)

天理市告示第149号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月8日から平成27年7月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月8日揭示済)

天理市告示第150号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月8日
 - 3 移動対象区域
天理市荒蒔町100-1番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月8日から平成27年7月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月11日揭示済)

天理市告示第151号

平成27年第1回天理市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成27年5月11日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成27年5月18日
- 2 場 所 天理市役所議事場
- 3 付議事件
 - 平成27年度天理市一般会計補正予算（第2号）
 - 天理市監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 専決処分の承認を求めることについて
 - 議会議長の選挙について
 - 議会副議長の選挙について
 - 天理市議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
 - 奈良県広域消防組合議会議員の選出について
 - 天理市選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について

(平成27年5月11日揭示済)

天理市告示第152号

国土調査法（昭和26年法律第180号による地籍調査を実施するので、同法第7城壁規定により次のとおり告示する。

平成27年5月11日

天理市長 並 河 健

- 1 国土調査として事業計画が定められた年月日
平成27年4月13日
- 2 調査を実施する者の名称
天理市
- 3 調査地域
天理市九条町及び山田町の各一部の地域
- 4 調査期間
平成27年5月11日から平成28年3月31日まで

(平成27年5月11日揭示済)

天理市告示第153号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月11日から平成27年7月9日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月12日揭示済)

天理市告示第154号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月12日から平成27年7月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月13日揭示済)

天理市告示第155号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月13日から平成27年7月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月13日揭示済)

天理市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

平成27年5月13日

天理市長 並 河 健

- (1) 名称及び所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂9丁目7番1号
- (2) 納付させる歳入
インターネットを利用して納付するふるさと天理応援寄附金
- (3) 納付事務の取扱開始日
平成27年6月1日

(平成27年5月14日揭示済)

天理市告示第157号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月14日から平成27年7月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月15日揭示済)

天理市告示第158号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月15日から平成27年7月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月18日揭示済)

天理市告示第159号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月18日から平成27年7月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月19日揭示済)

天理市告示第160号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年5月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年5月19日揭示済)

天理市告示第161号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月19日から平成27年7月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月20日揭示済)

天理市告示第162号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年5月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年5月20日揭示済)

天理市告示第163号

平成27年3月23日付けで専決を行った、平成26年度天理市一般会計補正予算（第6号）の要領は、次のとおりである。

平成27年5月20日

平成26年度天理市一般会計補正予算（第6号）

平成26年度天理市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,290千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,700,889千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		千円 657,038	千円 14,290	千円 671,328
	1 基金繰入金	647,108	14,290	661,398
歳入合計		24,686,599	14,290	24,700,889

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 2,830,832	千円 14,290	千円 2,845,122
	1 総務管理費	2,278,948	14,290	2,293,238
歳出合計		24,686,599	14,290	24,700,889

(平成27年5月20日揭示済)

天理市告示第164号

平成27年4月23日付けで専決を行った、平成27年度天理市一般会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成27年5月20日

平成27年度天理市一般会計補正予算（第1号）

平成27年度天理市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,617千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,776,617千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		200,000	6,617	206,617
	1 繰越金	200,000	6,617	206,617
歳入合計		26,770,000	6,617	26,776,617

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,807,307	600	2,807,907
	1 総務管理費	2,203,322	600	2,203,922
3 民生費		9,726,616	6,017	9,732,633
	2 児童福祉費	4,359,517	6,017	4,365,534
歳出合計		26,770,000	6,617	26,776,617

(平成27年5月20日掲示済)

天理市告示第165号

平成27年5月18日付けで議決のあった平成27年度天理市一般会計補正予算（第2号）の要領は、次のとおりである。

平成27年5月20日

平成27年度天理市一般会計補正予算（第2号）

平成27年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172,434千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,949,051千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年5月18日

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		千円 823,660	千円 150,000	千円 973,660
	1 基金繰入金	823,660	150,000	973,660
19 繰越金		206,617	22,434	229,051
	1 繰越金	206,617	22,434	229,051
歳入合計		26,776,617	172,434	26,949,051

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 9,732,633	千円 172,434	千円 9,905,067
	2 児童福祉費	4,365,534	172,434	4,537,968
歳出合計		26,776,617	172,434	26,949,051

(平成27年 5 月20日 掲示済)

天理市告示第166号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 5 月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 5 月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 5 月20日から平成27年 7 月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 5 月21日 掲示済)

天理市告示第167号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 5 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 5 月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 5 月21日から平成27年 7 月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 5 月21日 掲示済)

天理市告示第168号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 5 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 5 月21日
- 3 移動対象区域
天理市三島町367番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年5月21日から平成27年7月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年5月22日揭示済)

天理市告示第169号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月22日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年5月22日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年5月22日から平成27年7月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年5月22日揭示済)

天理市告示第170号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月22日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成27年5月22日

3 移動対象区域

天理市二階堂上ノ庄町62番地1先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年5月22日から平成27年7月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年5月25日揭示済)

天理市告示第171号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法

(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年5月25日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年5月25日揭示済)

天理市告示第172号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月25日から平成27年7月23日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月26日揭示済)

天理市告示第173号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月26日から平成27年7月24日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月27日揭示済)

天理市告示第174号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月27日から平成27年7月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月28日揭示済)

天理市告示第175号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年5月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月28日から平成27年7月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年5月29日揭示済)

天理市告示第176号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年5月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年5月29日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年5月29日から平成27年7月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年6月1日揭示済)

天理市告示第177号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年6月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年6月1日
 - 3 移動対象区域
天理市東井戸堂町165番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年6月1日から平成27年7月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年6月1日揭示済)

天理市告示第178号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年6月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年6月1日
 - 3 移動対象区域
天理市田部町523番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年6月1日から平成27年7月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年6月1日揭示済)

天理市告示第179号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年6月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年5月29日
- 3 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成27年6月1日から平成27年11月30日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年6月2日揭示済)

天理市告示第180号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年6月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年6月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年6月2日から平成27年7月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年6月3日揭示済)

天理市告示第181号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年6月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年6月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年6月3日から平成27年8月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年6月3日揭示済)

天理市告示第182号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年6月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年6月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年6月3日から平成27年8月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年6月4日揭示済)

天理市告示第183号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年6月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年6月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年6月4日から平成27年8月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年6月5日揭示済)

天理市告示第184号

平成27年第2回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年6月5日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成27年6月12日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成27年6月5日揭示済)

天理市告示第185号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年6月5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年6月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年6月5日から平成27年8月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成27年5月20日揭示済)

天理市公告第19号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成27年5月20日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成27年6月4日揭示済)

天理市公告第20号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年6月4日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

(1) 工 事 名 山の辺第一工区 河川・橋梁下部工整備工事及び区画道路整備工事（6-12号線外）

(2) 工 事 場 所 天理市 田部町地内

(3) 工 事 概 要 橋梁下部工整備工事

橋台 N = 2 基

場所打杭 N = 5 本

河川整備工事（河-2・3）

アンカー式空石積工 L = 77.9m

吐口工 N = 1 箇所

区画道路整備工事

U型側溝 L = 104m

舗装工 A = 311m²

管渠工 L = 92m

人孔工 N = 3 基

柵工 N = 3 箇所

仮設駐車場整備 1,100m²

工事用道路 A = 95.0m²

街区整備工事

重力式擁壁工 L = 46.0m

(4) 工 期 平成28年3月25日まで

(5) 予 定 価 格 65,600,280円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 58,019,760円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

(1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる

条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 天理市が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成26年度）において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
- ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)と同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)と同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)と同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

- ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 質問書提出場所 第3(1)と同じ
- ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工

事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。

- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

山の辺第一工区 河川・橋梁下部工整備工事及び区画道路整備工事(6-12号線外)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成27年6月4日（木）から 平成27年6月17日（水）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成27年6月4日（木）から 平成27年6月17日（水）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成27年6月19日（金）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成27年6月26日（金）
質問書への回答日	平成27年6月26日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成27年7月1日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成27年7月3日（金）
入札書到着期限日	平成27年7月8日（水）
開札の日時	平成27年7月9日（木） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成27年7月9日（木） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成27年6月4日揭示済)

天理市公告第21号

指定障害児相談支援事業所の指定について

平成27年6月1日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所として指定したので公告する。

平成27年6月4日

天理市長 並 河 健

記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地
天理市役所 市長 並 河 健
天理市川原城町605
- (2) 指定に係る事業所名称・所在地
指定障害児相談支援事業所「ぐんぐん」
天理市丹波市町196-1
- (3) 指定等の年月日
平成27年6月1日
- (4) 種別
障害児相談支援事業
- (5) 事業の主たる対象者
障害児
- (6) 事業所番号
2970901084

教育委員会

(平成27年6月1日揭示済)

天教告示第9号

平成27年6月4日午後1時30分から6月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成27年6月1日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成27年5月25日揭示済)

天農委告示第6号

平成27年6月5日午後3時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成27年5月25日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について

議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について

議案第3号 その他

①市街化区域の専決処分について（報告）

②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

③議会推薦による農業委員の辞職願について

選挙管理委員会

(平成27年6月2日揭示済)

天選告示第41号

平成27年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年6月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

50分の1の数 1,057人

6分の1の数 8,807人
3分の1の数 17,614人

公営企業

(平成27年5月7日揭示済)

天理市上下水道局公告第14号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成27年5月7日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成27年5月7日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

天理市指定下水道工事店

商号 西田設備
代表者 西田孝信
住所 奈良県橿原市十市町1175番地の3

(平成27年5月7日揭示済)

天理市上下水道局公告第15号

一般競争入札について

建設コンサルタント業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成27年5月7日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務委託名 大和川水系布留川水利使用(更新)許可申請書作成業務委託
- (2) 業務委託場所 天理市豊井町豊井浄水場内
- (3) 業務概要 本業務は、本市が許可を得ている大和川水系布留川水利使用許可期限が平成28年3月31日で満了することから、引き続き当該水利使用許可を得るために必要となる許可(更新)申請書の作成を行うものである。
平成26年度に取水の方法において、開水路及び暗渠部分が導水管へと変更が生じており、当該業務はこの変更を考慮した手続きが必要となる。また、この取水の方法変更により、不用となる当該取水に使用していた水管橋等の撤去についても、考慮するものとする。
- (4) 履行期限 平成28年3月15日まで
- (5) 予定価格 2,245,320円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。) 設定有り。
- (7) 低入札失格基準価格(以下「失格基準価格」という。) 設定有り。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に対して入札参加資格審査申請書(測量及び建設コンサルタント等委託業務)を提出し建設コンサルタント(上水道部門)の登録を受けた業者(奈良県内に本店又は営業所等(当該営業所等が局に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者)であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たしたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 過去15年以内(本業務の発注年度を含まない。)に、上記、業務概要の類似業務委託を2件以上元請契約し、履行完了した実績(県外にある本店・営業所等の実績も含む。)を有する者であること。
 - ③ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑤ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件をすべて満たす技術者をこの業務を行う期間中配置できること。
 - ① 管理技術者及び担当技術者は、水利使用許可申請業務の担当者として過去15年以内に従事し、履行完了した実績を有する者とする。管理技術者と担当技術者の兼務は可とするが、双方とも照査技術者との兼務は不可とする。
 - ② 照査技術者は、技術士法に基づく技術士(「上下水道部門-上水道及び工業用水道」又は、「総合技術監理部門-上水道及び工業用水道」)の有資格者、若しくはシビルコンサルティングマネージャ(RCCM:「上水道及び工業用水道部門」)の有資格者であり、水利使用許可申請業務の担

当者として過去15年以内に従事し、履行完了した実績を有する者とする。管理技術者との兼務は不可とする。

③ 各技術者は、入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者。

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

(3) 競争入札参加申込書の提出の期間、場所及び方法

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出部数 1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(4) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。）の提出の期間、場所及び方法

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(5) 仕様書公開の日時及び場所

① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場 所 (1)に同じ。

(6) 仕様書に対する質問書は、下記期限までに提出するものとする。（質疑がない場合は提出の必要ありません。）

① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(7) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

(8) 競争入札参加者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

(9) 入札書の到着期限日及び送付先

① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務課 行

(10) 開札日時及び場所

① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局

第4 競争入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、入札説明書に定めるところにより、開札後、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

第5 落札者の決定

(1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。

(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち落札者を決定するものとする。

(3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。

- ① 調査基準価格を下回る入札を行った者（失格基準価格を下回る入札を行った者を除く。）を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち、低入札価格調査を行い落札者を決定するものとする。
- ② 調査基準価格を下回る入札を行った者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 失格基準価格を下回る入札を行った者は失格とする。

第6 その他

(1) 入札の失格等

本入札説明書に規定した競争入札参加資格がない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書及び仕様書において示した入札条件に違反した入札は失格又は無効とする。

(2) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が皆無となった場合又は入札開札時に入札参加者が皆無となった場合は、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(3) 入札結果の公表等

落札者決定後、競争入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(4) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 天理市契約規則第17条から第19条に規定するとおりとする

第7 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第8 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

大和川水系布留川水利使用（更新）許可申請書作成業務委託	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成27年5月7日（木）から 平成27年5月15日（金）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
競争入札参加申込書の 提出期間 仕様書の公開期間	平成27年5月8日（金）から 平成27年5月15日（金）まで
質問書の提出期限	平成27年5月19日（火）
質問書への回答日	平成27年5月22日（金）
入札書到着期限日	平成27年6月3日（水）
開札の日時	平成27年6月4日（木） 10時00分
競争入札参加資格確認書等の 提出（落札候補者になった者 のみ）	平成27年6月5日（金） 正午まで

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成27年 5 月15日 掲示済)

天理市上下水道局告示第 4 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成27年 5 月15日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成27年 5 月15日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (株) エーライフ
代表者 吉田 泰崇
住 所 大阪府摂津市鳥飼西 2 - 36 - 5

(平成27年 5 月15日 掲示済)

天理市上下水道局公告第16号

平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年 5 月15日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第 5 処理分区	中山町の一部

(平成27年 5 月29日 掲示済)

天理市上下水道局公告第18号

平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年 5 月29日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第12 - 2 処理分区	二階堂上ノ庄町の一部

(平成27年 6 月 1 日 掲示済)

天理市上下水道局告示第 5 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成27年 6 月 1 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成27年 6 月 1 日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 岡本配管
代表者 岡本 龍二
住 所 奈良県北葛城郡王寺町明神 4 丁目21 - 1 - 1

(平成27年 6 月 1 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第19号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成27年 6 月 1 日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成27年 6 月 1 日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

天理市指定下水道工事店

商 号 岡本配管

代表者 岡本 龍二
住 所 奈良県北葛城郡王寺町明神4丁目21-1-1

(平成27年6月2日掲示済)

天理市上下水道局公告第17号
一般競争入札について

建設コンサルタント業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条6の規定により公告する。
平成27年6月2日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務委託名 天理市水道管路等更新計画策定業務委託
- (2) 業務委託場所 天理市内
- (3) 業務概要 管路更新計画基本諸元の策定
現況の把握
水需要予測
配水管網解析
データ作成及び入力
現況配水管網解析
将来配水管網解析
配水管網解析のまとめ
更新事業費の算定
水道施設更新計画
管路の総合物理的評価
管路の重要度評価
管路の総合評価
水道事業再構築全体計画の策定
実施更新計画の策定
- (4) 履行期限 平成28年3月18日
- (5) 予定価格 18,954,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。) 設定有り。
- (7) 低入札失格基準価格(以下「失格基準価格」という。) 設定有り。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に対して入札参加資格審査申請書(測量及び建設コンサルタント等委託業務)を提出し建設コンサルタント(上水道部門)の登録を受けた業者(奈良県内に本店又は営業所等(当該営業所等が局に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者)であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たしたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 過去10年以内(平成17年4月1日から公告日まで、以下同じ。)に、国又は地方公共団体が発注した給水人口5万人以上で次の「業務Ⅰ」及び「業務Ⅱ」のすべてを元請け契約し、履行完了した実績(県外にある本店・営業所等の実績も含む。)を2業務以上有したものであること。
 - ※ 業務Ⅰ 「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」(厚生労働相健康局水道課)(平成21年7月)に基づくタイプ3C又はタイプ4Dの計画業務
 - ※ 業務Ⅱ 管網計算(交点数2,500以上)を含む管路更新計画策定業務(管路更新計画策定業務においては、「水道施設更新指針」(日本水道協会)(平成17年5月)に準拠したものでなければならぬ。)
 - ※ 上記、「業務Ⅰ」及び「業務Ⅱ」については別業務でも可能とするがその場合は、「業務Ⅰ」及び「業務Ⅱ」それぞれ2業務以上の実績を有した者であることが判断できる内容を、必要最小限かつ具体的に記載すること。
 - ③ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑤ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件をすべて満たす技術者をこの業務を行う期間中配置できること。
 - ① 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」)の資格を有する者で、過去10年以内に国又は地方公共団体が発注した給水人口

5万人以上で「業務Ⅰ」及び「業務Ⅱ」の管理技術者又は照査技術者として従事し、履行完了した実績を有する者

- ② 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」）の資格を有する者又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格を有する者（専門技術部門が「上水道及び工業用水道」で登録されている者）で過去10年以内に国又は地方公共団体が発注した給水人口5万人以上で「業務Ⅰ」又は「業務Ⅱ」の管理技術者又は照査技術者として従事し、履行完了した実績を有する者
- ③ 担当技術者は、技術士（総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」）の資格を有する者又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格を有する者（専門技術部門が「上水道及び工業用水道」で登録されている者）で過去10年以内に国又は地方公共団体が発注した給水人口5万人以上で「業務Ⅰ」又は「業務Ⅱ」の管理技術者又は照査技術者として従事し、履行完了した実績を有する者
- ④ 各技術者の兼務は不可とする。
- ⑤ 配置される技術者は、直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、入札の申請があった日以前に3カ月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

第3 入札手続き等

(1) 担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ

(3) 競争入札参加申込書の提出の期間、場所及び方法

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 (1)に同じ
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(4) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。）の提出期限日及び送付先

- ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務課 行
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 入札書の送付時において外封筒に同封とする。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(5) 仕様書公開の日時及び場所

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 (1)に同じ。

(6) 仕様書に対する質問書は、下記期限までに提出するものとする。（質疑がない場合は提出の必要ありません。）

- ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 (1)に同じ
- ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(7) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

(8) 競争入札参加者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到達期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

(9) 入札書の到着期限日及び送付先

- ① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務課 行

(10) 開札日時及び場所

- ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。

- ② 場所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局

第4 競争入札参加資格の確認

競争入札参加者は入札説明書に定めるところにより、提出期限までに第3(4)の提出方法により競争入札参加資格確認申請書等を提出し、開札後、落札候補者は競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

第5 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記のよるものとする。
 - ① 調査基準価格を下回る入札を行った者(失格基準価格を下回る入札を行った者を除く。)を落札候補者とし、低入札価格調査を行い落札者の決定するものとする。
 - ② 調査基準価格を下回る入札を行った者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 失格基準価格を下回る入札を行った者は失格とする。

第6 その他

(1) 入札の失格等

本入札説明書に規定した競争入札参加資格がない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書及び仕様書において示した入札条件に違反した入札は失格又は無効とする。

(2) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、競争入札参加者が皆無となったとき又は開札時に競争入札参加者が皆無となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(3) 入札結果の公表等

落札者決定後、競争入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(4) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 天理市契約規則第17条から第19条の規定による。

第7 入札告示の掲示場所 天理市役所 掲示場

第8 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

天理市水道管路等更新計画策定業務委託	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成27年6月2日（火）から 平成27年6月12日（金）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
競争入札参加申込書の 提出期間 仕様書の公開期間	平成27年6月3日（水）から 平成27年6月12日（金）まで
質問書の提出期限	平成27年6月16日（火）
質問書への回答日	平成27年6月19日（金）
入札書到着期限日	平成27年7月2日（木）
競争入札参加資格確認書 等の提出期限日	平成27年7月2日（木）
開札の日時	平成27年7月3日（金）10：00

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成27年6月5日揭示済)

天理市上下水道局告示第6号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成27年6月5日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成27年6月5日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 山田設備

代表者 山田 浩司

住 所 奈良県生駒郡平群町西宮2-3-27